

令和5年度出雲市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当地域は斐伊川と神戸川の2大河川により開けた肥沃な出雲平野とそれを挟む中国山地と北山山系からなり、東は宍道湖、西と北は日本海に面している。農業経営では斐伊川と神戸川の2大河川からの流水を利用し、水稻を主体に栽培を行ってきたが、転作の拡大により麦・そば・加工用米・飼料用米・WCS用稲・ブロッコリーといった転作作物を幅広く栽培している。しかしながら、近年は農業者の高齢化による農業就業人口の減少、都市化にともなう農地転用により生産面積が減少傾向にある。

主食用米は、水田面積約4,500haの内、2,500ha程度を作付し「コシヒカリ」、「きぬむすめ」に加え、近年は特別栽培で取り組む「つや姫」の作付面積が増加している。

転作作物では、そばの需要が高まっているが、実需者からの要望に応えられていない状況であることから更なる作付拡大を図る必要がある。高収益作物である野菜等の園芸作物は、青果市場及び産直市場から出荷量の増加を望む声が強くなり、大規模ロットの作物のみならず作付規模の小さな作物の拡大及び需要のある新たな作物の作付を行い管内で多種多様な作物への取組が必要である。

また、農地集積・担い手育成・適地適作の推進等の取組を引き続き行う必要があり、人・農地プランや農地中間管理機構制度を活用しながら担い手への農地集積率を高め、効率的な営農体系を構築する必要がある。

同時に、農業所得の向上に向けた、売れる農作物の推進や優位な販売先の確保などの検討を継続し、「出雲」という知名度を生かした産地全体のブランドを構築することが必要となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

○適地適作の推進

出雲市の北部は島根半島、中央部は出雲平野、南部は中国山地で構成されており、日本海側気候で、冬は曇りや雨、雪の日が多い。出雲平野は、山陰地方随一の広さを有する穀倉地帯で、飼料用米、麦、大豆、飼料作物、そばなどの土地利用型作物や高収益作物（ブロッコリー、たまねぎなど）の栽培をすすめている。中でも、出雲平野の東側である宍道湖西岸地区では、大規模な基盤整備事業が始まっており、高収益作物の一つとして機械化体系による小豆の試験栽培に取り組まれている。

南部の中山間地域は、傾斜地が多い上にまとまった農地も少ない中で、鳥獣被害が少ない作物である機能性農産物（えごま）や収益が見込める高収益作物（ブロッコリーなど）の栽培を推進していく。

○収益性・付加価値の向上

高品質な作物生産ならびに収量向上のためにも、額縁明渠や畝立て成形などによる排水対策を推進していく。

○新たな市場・需要の開拓

キャベツやたまねぎについては、実需者との契約を交わしながら需要に応じた生産に取り組む。JA生産部会があり共同販売を行っている作物については、部会とJAで連携を密にし、需要に応じた生産に取り組む。

○生産・流通コストの低減

麦、大豆、そば、加工用米、小豆は一定規模以上の面積作付けや団地化をすすめることで生産コストの低減を図る。

高収益作物（ブロッコリー、小豆、たまねぎなど）については、機械化体系の確立や機械共同利用の推進を行いながら生産コストの低減を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○地域の実情に応じた農地の在り方

果樹を主として、団地化が見込める作物については、水田農業高収益化推進計画に追加し、高収益作物定着促進支援や高収益作物畑地化支援を利用しながら畑地化をすすめていく。

毎年、担い手へ農地の耕作依頼や担い手間での農地利用調整が増えてきている。そうした中で、水稻と畑作物を組み合わせた輪作を行いながら、水田として利用可能な圃場については、引き続き、水田としての利用を継続していく。

○地域におけるブロックローテーション体系の構築

担い手を中心に、ブロックローテーション体系の構築を図る。すでに管内で取り組まれている主なブロックローテーション（2年3作）例として、「水稻＋麦＋大豆」「水稻＋ブロッコリー＋ブロッコリー」「水稻＋麦＋小豆」「水稻＋たまねぎ＋ブロッコリー」「水稻＋たまねぎ＋キャベツ」があげられる。

○水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

水稻（水張り）を組み入れない作付体系が定着し、畑作物のみを生産し続けている水田については、ブロックローテーション体系の提案を行う。それでも、今後、水稻作に活用される見込みがないか等の点検を行った上で、畑地化の提案を行う。

4 作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

基本技術の励行に一層取り組み、温暖化の影響から品質低下の著しい「コシヒカリ」から、高温登熟性に優れた「きぬむすめ」や「つや姫」への転換を進めていく。
また、平成30年産米からの生産目安による需要に応じた生産、播種前契約や収穫前契約等の事前契約に添った作付を行い、需要に応じた米生産「売れる米づくり」を目指していく。

（２）非主食用米

ア 飼料用米

食料自給率向上、県内需要への供給を基本に、乾燥調製施設等の受入可能量を見ながら団地化も含めて生産量拡大に取り組み、農家所得の向上を図るとともに、これまでもブランド化の取組を行っている「こめたまご」、「まい米牛」の一層の推進に繋げる。経営所得安定対策交付金以外に出雲市地域主体型生産調整推進事業（地域とも補償）でも助成を行いながら取組拡大を図る。

また、耕畜連携の取組として、畜産農家への飼料として飼料用米のわらの利用を拡大させる。

イ 米粉用米

地域の製パン所と密接に連携した生産をしてきたが、今後の需要の高まりを見ながら生産量拡大を図ることにより農家所得の向上を目指す。

ウ WCS 用稲

管内需要への供給を基本に生産者の作付要望をとりまとめ、畜産農家とのマッチングを図ることで適切な需給システムを構築していく。また、堆肥散布での土づくりならびに専用品種作付けを推進することで、生産量拡大ならびに農家所得向上と安定を目指す。

エ 加工用米

実需者との結びつきを強化し、加工用米の生産拡大を進める。特に実需者から要望の強い「きぬむすめ」への品種転換を誘導し、あわせて小規模農業者の取組規模拡大を図りながら農家所得向上と安定を目指す。経営所得安定対策交付金以外に出雲市地域主体型生産調整推進事業（地域とも補償）でも助成を行いながら取組拡大を図る。また、新規ならびに継続生産を推進することで安定供給を行っていく。

（２） 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆は、山陰地方独特の湿潤な気候を考慮し、基本技術の励行、特に排水対策の徹底と適期播種による出芽率向上を目指す。また、実需者の求める品種、品質を追求し県内有数の産地としての取組を積極的に展開していく。

飼料作物は、耕種農家から畜産農家への良質な粗飼料の供給を引き続き行い、管内の生産供給体制の確立を目指す。また、水田放牧及び資源循環（飼料生産水田への堆肥散布）の取組を支援する。

麦、大豆、飼料作物は基幹作だけでなく二毛作や、団地化を推進し農地利用率と生産性を向上させ農業経営の安定化を図る。

（３） そば、なたね

「出雲そば」のブランドにより地元製麺所からの強い需要があるが、天候に生産量が左右されやすい作物であることから、排水対策及び適期播種の実施等、適切な肥培管理の栽培指導を行い生産量の安定を目指す。また、共同乾燥調製施設の利用により高品質なそば生産を拡大させる。あわせて二毛作を推進することで農家所得の向上と安定につなげる。

なたねは、生産面積が少ないものの、所得向上につながる作物として新たに生産を考える農家が現れた場合、円滑に取り組めるよう支援する。

（４） 小豆

出雲地方では、昔から正月の雑煮や和菓子など地域の食文化に欠かせない重要な作物であり、地元菓子店からの需要も高い。実需者の求める品質、品種を追求しながら県内有数の産地としての取組になるよう積極的に展開していく。あわせて二毛作を推進することで農家所得の向上と安定につなげる。経営所得安定対策交付金以外に出雲市地域主体型生産調整推進事業（地域とも補償）でも助成を行いながら取組拡大を図る。

（５） 地力増進作物

島根県で推進している水田園芸 6 品目（ブロッコリー、アスパラガス、白ねぎ、たまねぎ、キャベツ、ミニトマト）ならびに有機栽培（高収益作物）の収量増加や肥料低減を目的として、作付前に地力増進作物の作付けを推進し、農家所得の向上を目指す。

(6) 高収益作物（野菜）

重点作物として、ブロッコリー、アスパラガス、ねぎ、たまねぎ、キャベツ、トマト（ミニトマト含）、ぶどう、柿、なし、いちじく、えごま、機能性農産物を位置付け、ブランド力のある作物生産の拡大を推進し、農家所得の向上を目指す。その他の高収益作物については、小規模農業者の面積規模拡大を図りながら農家所得向上と安定生産を目指す。

ブロッコリー、アスパラガス、ねぎ、キャベツ、いちじくについては経営所得安定対策交付金以外に出雲市地域主体型生産調整推進事業（地域とも補償）でも助成を行いながら取組拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

５ 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和５年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	2,456.3	0.0	2,430.0	0.0	2,400.0	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	274.9	0.0	265.0	0.0	280.0	0.0
米粉用米	0.0	0.0	1.1	0.0	1.1	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲	126.4	0.0	140.0	0.0	130.0	0.0
加工用米	75.5	0.0	83.8	0.0	110.0	0.0
麦	179.4	44.7	174.0	42.0	185.0	50.0
大豆	17.0	0.2	16.6	0.1	25.0	1.0
飼料作物	78.1	53.3	135.0	50.0	150.0	60.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	142.2	110.0	133.6	110.0	150.0	120.0
なたね	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	5.0	0.0	10.0	0.0
高収益作物	187.6	55.0	205.0	54.0	221.0	61.0
・野菜	162.8	52.3	181.4	50.0	188.0	55.0
・花き・花木	7.7	0.0	7.6	0.0	8.0	0.0
・果樹	2.5	0.0	2.0	0.0	5.0	0.0
・その他の高収益作物	14.6	2.7	14.0	4.0	20.0	6.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0	17.0	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	ブロッコリー、アスパラガス ねぎ、たまねぎ、キャベツ トマト、ぶどう、柿、なし、 いちじく、えごま、機能性農産物	重点作物への助成 （基幹作）	作付面積	（4年度）16.6ha （4年度）（県枠含72.1ha）	（5年度）25.0ha （5年度）（県枠含100.0ha）
2	野菜、花き・花木 果樹、雑穀、きのこ 種苗、加工用青刈り稲	一般振興作物への助成 （基幹作）	作付面積	（4年度）47.0ha	（5年度）60.0ha
3	小豆	小豆湿害対策及び農地集積 への作付助成（基幹作、二毛作）	作付面積	（4年度）13.9ha	（5年度）20.0ha
4	麦、大豆 飼料作物、そば	麦、大豆、飼料作物、そば への助成（二毛作）	作付面積 実施率	（4年度）208.6ha （4年度）43.7%	（5年度）220.0ha （5年度）45%
5	飼料用米	飼料用米わら利用への助成 （耕畜連携）	作付面積 実施率	（4年度）54.6ha （4年度）20%	（5年度）70.0ha （5年度）25%
6	飼料作物	資源循環への助成 （耕畜連携）	作付面積 実施率	（4年度）23.8ha （4年度）16.6%	（5年度）30.0ha （5年度）20%
7	飼料作物	水田放牧への助成 （耕畜連携）	作付面積 実施率	（4年度）1.0ha （4年度）6%	（5年度）2.0ha （5年度）1%
8	加工用米	加工用米生産性 向上加算	作付面積 取組者比率	（4年度）75.5ha （4年度）73%	（5年度）100.0ha （5年度）80%
9	麦、大豆	麦、大豆集積 （団地）加算	作付面積 集積率	（4年度）136.6ha （4年度）94%	（5年度）160.0ha （5年度）95%
10	WCS用稲	WCS用稲土づくり肥料 （堆肥）散布助成	作付面積 実施率	（4年度）89.5ha （4年度）70.8%	（5年度）100.0ha （5年度）77%
11-1	そば	そば湿害対策及び農地集積、 高品質生産加算（基幹作）	作付面積 単収	（4年度）27.3ha （4年度）25.4kg/10a	（5年度）30.0ha （5年度）40kg/10a
11-2	そば	そば湿害対策及び農地集積、 高品質生産加算（二毛作）	作付面積 単収	（4年度）110.5ha （4年度）25.4kg/10a	（5年度）120.0ha （5年度）40kg/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 島根県

協議会名: 出雲市農業再生協議会

新様式(公表用)

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	重点作物への助成(基幹作)	1	16,000	ブロッコリー、アスパラガス、ねぎ、たまねぎ、キャベツ、トマト、ぶどう、柿、なし、いちじく、えごま、機能性農産物	・島根県枠の園芸作物(作付支援)交付対象農地は除く ・果樹は植栽から4年間が助成期間 ・機能性農産物は、機能性農産物プロジェクト推奨品目で試験栽培等の委託契約を締結するもの(自家加工販売の場合は不要)
2	一般振興作物への助成(基幹作)	1	7,100	整理番号2(別紙)参照	・3a以上の交付対象面積がある農業者 ・島根県枠の園芸作物(作付支援)交付対象農地は除く ・果樹は植栽から4年間が助成期間
3	小豆湿害対策及び農地集積への作付助成(基幹作)	1	11,500	小豆	・排水対策を実施 ・20a以上の作付け又は1ha以上の団地を形成
3	小豆湿害対策及び農地集積への作付助成(二毛作)	2	11,500	小豆	・排水対策を実施 ・20a以上の作付け又は1ha以上の団地を形成
4	麦、大豆、飼料作物、そばへの助成(二毛作)	2	11,500	麦、大豆、飼料作物、そば	・麦、大豆、そば、実需者等との出荷販売契約を締結 ・飼料作物:実需者等との「利用供給協定」を締結又は「自家利用計画」を策定
5	飼料用米わら利用への助成(耕畜連携・基幹作)	3	8,400	飼料用米	・実需者等と「利用供給協定」を締結 ・自家利用の場合は、「自家利用計画」を策定
6	資源循環への助成(耕畜連携・基幹作)	3	8,400	飼料作物	・連携相手方と「利用供給協定」を締結 ・堆肥の散布量が ⁶ 10a当たりで2t又は4m ³ 以上
6	資源循環への助成(耕畜連携・二毛作)	4	8,400	飼料作物	・連携相手方と「利用供給協定」を締結 ・堆肥の散布量が ⁶ 10a当たりで2t又は4m ³ 以上
7	水田放牧への助成(耕畜連携・基幹作)	3	8,400	飼料作物	・連携相手方と「利用供給協定」を締結 ・自家利用の場合は、「自家利用計画(放牧計画)」を策定
8	加工用米生産性向上加算	1	4,000	加工用米	・加工用米の取組が50a以上の生産者 ・品種は、「きぬむすめ」「にじのきらめき」のみ対象
9	麦、大豆集積(団地)加算	1	2,600	麦、大豆	・1ha以上の作付け又は1ha以上の団地を形成
10	WCS用稲土づくり肥料(堆肥)散布助成	1	3,100	WCS用稲	・堆肥の散布量が ⁶ 10a当たりで2t又は4m ³ 以上
11-1	そば湿害対策及び農地集積、高品質生産加算(基幹作)	1	5,300	そば	・JAそば栽培指針に基づいた排水対策を実施 ・共同乾燥調製施設の利用 ・20a以上の作付け又は1ha以上の団地を形成
11-2	そば湿害対策及び農地集積、高品質生産加算(二毛作)	2	5,300	そば	・JAそば栽培指針に基づいた排水対策を実施 ・共同乾燥調製施設の利用 ・20a以上の作付け又は1ha以上の団地を形成

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。